この広報紙は、市民のみなさんと市をつなぐかけ橋です。
一日も早くみなさんの手もとに届くようご協力ください。

昭和40年（1965年）
4月1日
編集　総務部秘書課
発行人　石井　繁丸
印刷所　上毛新聞社
（1部金4円）

広報まえばし

№327号　毎月1日・15日発行
第3種郵便物認可　昭和35年7月14日

四月の広報ごよみ

▽会計年度始め、新学年、緑の週間始まる（1日）
▽世界保健デー（7日）
▽小中学校入学始業式（8日）
▽婦人の日（10日）
▽メートル法記念日（11日）
▽発明の日（18日）
▽郵政記念日（20日）
▽原子力デー（22日）
▽平和条約発効記念日（28日）
▽天皇誕生日（29日）

広瀬川 桃木川 天狗岩用水 春の断水

18日～24日

特に火災予防に注意

広瀬、桃木川および天狗岩用水は、例年のとおり春の断水を行ない、その間にセキや石積みを修理したり、水路を清掃したりします。

そこで、これらの用水を利用している方々は、期間中、前もって準備してください。特に消火用水が不足することになりますので火の元には十分ご注意いただくようみなさんのご協力をお願いします。

▽断水　広瀬川、桃木川、天狗岩用水

▽日時　広瀬川、桃木川は四月二十日午前八時から二十四日午後五時まで。

天狗岩用水は、四月十八日午前八時から二十四日の午後五時までとなっています。

前にも申し上げましたが、特にこの期間中の火災予防については十分次のことがらに注意されるよう、消防本部では望んでいます。

▽消防用水の設置

▽消火器の点検と整備をしてください。

▽火の取り扱い、火の始末には十分ご注意ください。

小相木住宅団地を分譲

26日から受付け　坪当り六～八千円で

家を建てたいけれど、土地のない人たちのために前橋工業団地造成組合では、次のとおり宅地の分譲を行ないます。

▽所在地　小相木町、箱田町、上新田町地内（朝日が丘団地西）

▽区画数　約二〇〇区画

▽一区画の面積一六五平方㍍（五十坪）以上で平均二一四、五平方㍍（六十五坪）

▽価格　坪当り六～八千円程度

▽申込期間　四月二十六日（月）から、五月十一日（火）までの午前八時三十分から午後五時まで。（土曜日は正午まで、日曜祭日は除く）

▽受付場所　市工業課

▽申込人資格　次の各号の条件に該当すること。

❶市内に住所又は勤務場所がある人で市内に転任する必要のある人を含む❷自分が住む住宅を建てるために宅地を必要とする人。❸分譲代金の支払いが可能で、一年以内に住宅建設に着手できること。

▽その他　住民票抄本一通、市内に居住する保証人二名が必要です

なおこの団地は、上下水道、電気及び都市ガスの施設も順次整備され住みよい近代的な生活を営むことができる住宅団地として造成されます。

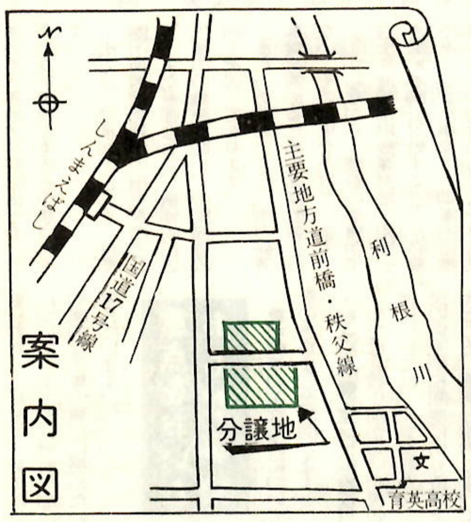

上の写真は整地を急ぐ小相木団地
左の図は同団地の案内図

中小企業者で
労働福祉施設をつくられる方へ

従業員を企業に落ち着かせ、よい人間関係を育て、また仕事の能率をあげ、企業の発展を図るために労働福祉施設が必要とされています。しかし、その資金が不足でそれが実現できない中小企業者のために、県・市で協調して「中小企業労働福祉施設資金融資促進制度」を設けて、次の要領によって資金をお貸ししますから、ご利用ください。

▽資格

中小企業者（資本金一千万円以下または従業員三〇〇人以下。商業サービス業五〇人以下）

▽融資の対象

食堂、給食施設、更衣室、休憩室、娯楽室、宿舎、浴室等

▽融資の条件

一〇〇万円以内、利率日歩二銭以内、一年以内の据置期間を含めて五年以内の割賦償還

▽手続き

申込み書用紙は市工業課または労政事務所にありますから、希望金融機関に一部提出して借り入れの事前交渉をし、五月二十日までに決算諸表、図面、見積書それぞれ三部用意して市工業課へ提出してください。

○…不明の点は、工業課労政係（❷6251の内線255）または労政事務所（③2765）でおたずねください。

企業の合理化を図る
機械類の貸付け、譲渡

中小企業の施設を近代化し、企業の合理化をはかるため市では引き続き機械類の貸付譲渡を行なうことになりましたから、ご希望の方は工業課へ申し込みください。

▽申請書受付

四月一日～二十六日まで

▽貸付譲渡する機械類

生産、加工、修理用の機械器具および装置で、その種類は問いません。

▽貸付を受けることのできる者

中小企業者またはその協同組合で、原則的に同一業種について引き続き三年以上営業を続けている者、ただし協同組合および業種転換した者についてはこの限りではありません。

▽連帯保証人

市内に住み相当の資産を有し、機械類の支払いに応じられると認められる者二人以上。

▽貸付期間

五年以内でその期間中に所定の貸付料を完納した場合に、その際譲渡する。

▽貸付料と納入金

貸付けを受ける者は契約締結の際、当初納入金として貸付機械類価格の二割以上に相当する金額を市に納入するほか、機械類の価格から当初納入金を差し引いた額に期間中の利子（年四分五厘）を加算した貸付料を納入していただきます。

○…火災保険料、その他不明の点は工業課にお問い合わせください

（商工部・工業課）

自衛隊群馬地方連絡部庁舎が移転（10日から）

旧所在地　曲輪町七〇
群馬会館東
新所在地　前代田町一一四
前橋駅南側約三〇〇㍍の地点で群馬県立ろう学校の南に隣接

こどもを
交通事故から守ろう

四月は新入学の月、痛ましいこどもの交通事故の多い月でもあります。

昨年は、県内で八人の小学生が交通禍のため幼い生命を失いましたが、そのうち五人が一年生でした。これは、一年生がひとり歩きにまだなれず、交通のルールが身についていなかったためです。

そこで県では、ことしも四月中「学童を交通事故から守る県民運動」を実施することになりました　この運動は、県民のひとりひとりが心をあわせて、こどもを交通事故から守ろうというものです。

新入学児をおもちのご家庭はもちろん、車を運転する人、一般の方全部が次のことがらに留意し、この運動に協力してください。

▽新入学児のしつけと家族が注意すること

※道路を歩くときは、右側はしを歩く。歩道のあるところでは、必ず歩道を通る。

※道路を横切るときは、または狭い道から広い道に出るときはまず止まり、右、左をよく見て安全を確かめる。

※横断歩道のあるところでは、必ず横断歩道を渡る。

※道を歩くときは、ふざけたりしない。

※通学路の指定されている区域では、通学路を通らせる。その場合しっかりした上級生の指導に従わせることが必要。

※あわてて家を出ないよう、時間にゆとりをもたせて出してやる。

※忘れ物を取りに来て事故にあう子も多いから、荷物の点検を自分でする習慣をつけるとともに、家族も気をくばってやる。

※こどもの事故は、通学途上より家に帰ってからの方が多いので、帰宅してから遊びに行くとき、お使いに出すときなど十分注意する

大岡昇平氏を招いて
市立図書館で講習会

図書館が開館したのは、大正五年の四月一日です。この日からきょうまで四十九年間市民の文化の向上につとめてきました。これからも図書館がいっそう親しめるものに発展するよう開館日を記念して講演会を催します

日時　四月十一日午後一時半から
会場　大生互相銀行地階ホール
講師　作家・大岡昇平氏
演題　近代文学における望郷詩

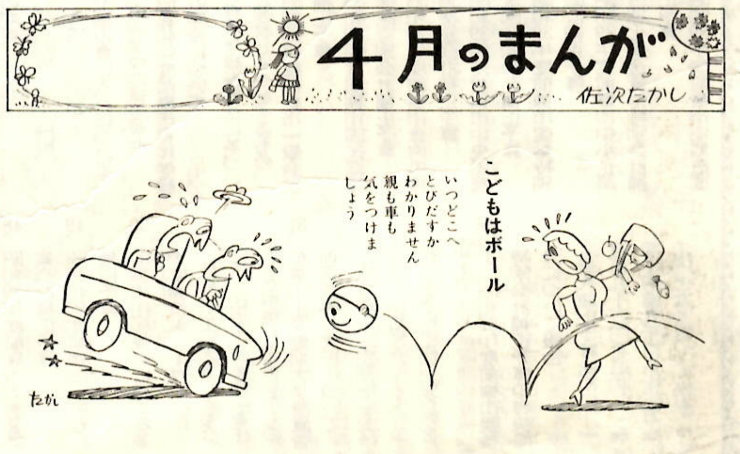
4月のまんが
佐次たかし
こどもはボール
いつどこへとびだすかわかりません親も車も気をつけましょう
たかし

さあ 春の大掃除がはじまります

まず出張所区域から

ことしも春の大掃除の季節になりましたので、市では大掃除の日割りをつぎのとおりきめました。

日常掃除のゆきとどかない場所をきれいに掃除して「健康で明るい生活」をするために、一戸残らず期間内に必ず大掃除をすませましょう。

指定日までにすんだ家庭には、市の防疫係員がDDT粉剤を床下撒布しますから、衛生協力会長、区長、伍長さんに連絡してください。

春季大掃除町別日割表

7日　上川渕出張所管内（除く朝倉団地、旧上陽地区）
8日　下川渕出張所管内
9日　永明出張所管内（除く駒形町、天川大島町）
10日　旧上陽地区、駒形町、天川大島町
12日　清里出張所管内、総社町植野、総社町高井
13日　総社町総社
14日　元総社出張所管内（除く10区、中石倉）
15日　東出張所管内（除く新前橋駅前通り）
16日　北代田町、上細井町、下細井町、青柳町、竜蔵寺町
17日　田口町、関根町、昭和町三丁目の一部（旧上小出町）日輪寺町、川端町、荒牧町
19日　南橘町、川原町、昭和町三丁目の一部（旧下小出町）
20日　石関町、上泉町、東片貝町、西片貝町
21日　堀之下町、亀泉町、江木町、堤町、荻窪町
22日　三俣町、幸塚町、上沖町、下沖町
23日　小坂子町、金丸町、嶺町
24日　小神明町、勝沢町、端気町、鳥取町、五代町
25日　朝倉団地、新前橋駅前通り、朝日が丘町、元総社十区、中石倉町
28日　岩神町一、二、三丁目、34才川町、31、32清王寺町
29日　国領町、46、47六供町、岩神町一、二丁目の一部
30日　市之坪町、天川原町、宗甫分町、本町、昭和町一、二、三丁目の一部（旧37岩神町）

◉5月1日からの実施区域については次号でお知らせします。

一般会計29億4918万円

かってない大型予算を編成

昭和四十年度一年間の市政の方向をきめる、予算市会が、三月八日に開会され全議案を可決、二十二日閉会しました。

この市議会に提案された議案は、五十一件、報告一件ですが特に昭和四十年度各会計予算の審議が中心となりました。一般会計の予算総額は、実に二十九億四千九百十八万円という、かってない大型の予算額となり、県都として、積極的に近代都市の建設を進め、市民の福祉向上を図っております。それでは、この予算を中心として、みなさんにお知らせするとともに、今後のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

予算を組んだ基本的な考え

昭和四十年度の地方財政の傾向は、最近の経済情勢を反映して、地方税、地方交付税等の一般財源の伸びもいままでのように大幅な増収を期待することは困難な状況にあります。

その反面、財政需要においては国家公務員に準ずる給与改定の平年度化、公共事業、社会保障、その他国の施策の伸長にともなう地方負担額の増加等による義務的経費が、大幅に増加いたしますので地方財政運営の弾力性は、かなりと弱くなり、収支の均衡を保つことが、極めて困難であり、財政の運営には、相当苦心のいるところであって、各地方公共団体とも、近来にない窮屈なものと予想されます。

市では、ご承知のとおり、首都圏市街地開発地域の指定都市として、また県都として、積極的に近代都市の建設を進め、市民福祉の向上を図っております。

また一方においては、市の経済基盤を強めるための体質改善を行ない、その効果をあげています。

しかしながら、諸般の事情から四十年度の市財政運営は、相当引き締め基調で対処することが必要であり、また事業は、効率的に推進するとの方針のもとに予算編成をいたしました。

そこで、財政の健全を維持するために、特に留意するとともに、高度の行政水準を確保し、行政全般にわたり、行政的、経済的効果について、十二分に検討を加え、効率的な予算の執行に努めたいと考えています。

重点をおいたおもな事業

重点施策の主なものについて、そのあらましを説明しますと、

(1)財政の健全性の維持

市では、数年前から、市税の納付については、出張徴収から、市民の自主納税制度に切り替えましたところ、理解と協力によって、非常に納税が順調に行なわれ市の財政運営を力強く支えております。

本年の市民税においては、国の減税措置に基づいて、課税方式を本文方式の標準税率の適用に切り替え、約七千万円の減税を図りました。

その他の歳入でも、順調に収入をみているので、四十年度は、職員の給与改定の平年度化にともなう人件費の増加をはじめ、国の施策に基づく公共事業、社会福祉事業等に対する市の負担の増加などにより、財政の収支の均衡を図るためには、最大の努力を必要といたしますので、経済基盤の整備には、なお一層力を注ぐとともに、将来にわたり、市の健全財政の長期維持に努めたいと考えています。

次に、年間予算の編成ですが、最近年度中途において、予算の補正が極めて多額となり、年間の財政計画の執行上、好ましくないと考えますので、特に本年は、災害発生の場合、財政事情の変動の場合、あるいは、法令改正による義務的経費の補正等の場合以外は、全体の市行財政運営の円滑な遂行上、補正はなるべく慎しみたいということを原則として、年間予測できうる限りの財源を計上し、大型の年間予算を計上したのであります。したがって、今後この予算の執行に際しては、特に慎重を期し、財政運営に遺憾のないよう、特にご協力をお願いします。

(2)土木事業、その他都市発展の基本的な施設整備

近代都市建設の基本的な施設整備として、市では、都市計画事業を積極的に行ない、その計画地域において全国にも、まれにみる成果を収めつつあり、国においても注目しているとのことを聞いています。このことは、関係者及びみなさんの深い理解によるものです。

本年度においても、継続中の東部、西部第一、第二、南部第二、川原等の土地区画整理事業の外に新たに西部第三及び北部地区の区画整理事業に着手するほか、都市改造事業としても、中央、曲輪町の外に、新しく新前橋地区の調査に着手する等、重点的に予算を計上し、早期完成を図っています。

市営住宅の建設については、昨年度より戸数において若干ふやし木造住宅の建設をやめ、すべて耐火建築にすることなど、内容の充実を図りました。

分譲用の宅地造成については、昨年から着手しましたが、本年も用地の見通しもついたので、土地区画整理事業とあわせ、実施することとしました。

これらの土木事業は、予算総額の二十二・九%、六億七千七百万円を計上しました。

(3)農業関係

経済の高度成長と労働需要の急増にともなう農業関係の労働力は離農する人たちが多いため、農業生産性の低下が心配されていますので、この労働力を求めるために一層の努力をしたい。

またいままでの農業は、僅かな土地と僅かな資本によって、経営されており、他の産業に比べて、所得の差が大きいので、大規模な土地を整備し、経営近代化施設を取り入れた農業構造改善事業について、県も積極的なので、市でも本年三千百余万円を計上し、県とともに実施団体に補助を行なうこととしました。

また、営農生活の文化的改善のため、最近農村地域の全般にわたり有線放送が、設備されましたので、昨年に引き続いて、その設備費に対し継続分を、さらに新設の有線組合に対しても、できうる限りの補助を行なうこととしたほか営農融資の資金源を供給するための預託等も引き続いて行ない、農協の合理化についても助成を行なうこととしました。

また、農作物の品質改良、病害虫駆除など、農業技術の改良と普及についても、一層の努力を払い農業機械を導入し、省力営農対策とあいまって、内容の充実につとめることとしました。

畜産振興については、引き続いて種畜の貸し付け、緊急飼料作物の増産事業補助、乳質改善共同施設の設置事業の補助を行ない、新たに畜産団地造成事業にも補助を行なって、その成果を期したい。

土地改良事業では、農業の振興を重点として、積極的にこの事業の助成を行ない、昨年に続いて、東部土地改良事業に補助を行なうとともに、本年から新たにはじまる県営計画による南部土地改良事業に対しても、その調査費の負担金を計上しました。

(4)中小企業の育成強化対策、産業労働者の厚生福祉の向上対策観光開発事業

本市の商工業活動は、業界の意欲的な努力によって、最近驚くほどの伸び方をみせていますが、昨年末の不況ムード下にあって、なお一段と商圏と販路の拡大をはかり、各商店街の均衡のとれた発展を期すよう、近代的商店街の造成組織化及び卸商の集団化等に積極的な指導に努めるほか、金融対策として、商業設備近代化資金、中小企業合理化資金、各種預託金を前年から引き続き力を注ぐこととし、特に本年は、小口資金貸付の枠を増額する県の施策とあわせ、出捐（えん）金を増額するなど、企業の振興をはかることといたしました。

また、中小企業の従業員の福祉増進をはかり、雇用対策とともに企業の振興に処するための中小企業労働福祉施設資金の貸付事業を行なうほか、福祉センターの事業に対する助成、あるいは、前橋職業訓練所の補助、ならびに県立職業訓練所に対する建設負担金等を計上し、特に前年設立した前橋共同職業訓練所の活用をはかるなど技能者の養成に努めることとしました。

なお、産業人の健康管理、レクリエーションの場を与えるとともに、中小企業の振興に資するための、懸案の産業人スポーツセンターの建設については、昨年土地の買い入れも終り、本年度早々に利用できるよう、その整備費を計上しました。

また、本市の物産品の販路拡張のための展示会、あるいは、市内及び各方面における見本市等についても、引き続き効果的に実施することとしました。

工場設置奨励のための施設的便宜供与については、県の補助を見込まれ、産業道路の舗装工事費等を計上しましたが、既存産業の振興とあわせて、工業の整備に努める考えです。

本市の観光施設の整備については、国庫補助事業として、敷島公園の大規模な造園事業を、土木費において、年次的に行なっておりますが、本年度は、前橋と赤城の観光を広域的に開発の方向づけを主眼として行なうこととしました。

市内及び県外における観光宣伝には、一層効果的に行なうほか、赤城一の鳥居の新築について積極的な財政補助を行なうこととしました。

(5)社会福祉対策と生活環境の施設の整備事業

まず、社会福祉対策ですが、老人の保護対策については、昨年より重点として軽費老人ホームの建設に対し、用地の提供及び建設費の補助等大幅な助成を行なっていますが、本年も引き続いて建設協力会に助成を行なうほか、老人保護措置事業として、千二百余万円の予算を計上しました。

身体障害者の援護、精神薄弱者の援護あるいは、生活保護事業等肉体的、精神的あるいは経済的に薄幸な人たちに対する措置事業もかなり大幅の予算増額をしました。

また、本市が、毎年市独自で建設している厚生住宅についても、継続して本年も二十四戸建てることとしました。

なお、本年度は、新しく同和対策事業として、道路の拡幅、整備を行ない、明るい格差のない環境をつくることとしました。

国民健康保険会計において、本年度、四千万円を繰り出しました。

この国保財政については、ご承知のとおり、たび重なる医療費の増額措置のため、現在各市町村とも相当な保険会計の赤字を背負い、これに対する国の補てん措置が不十分なため、国保税の増税を行ない、なお一般会計に多額の負担を要求する結果となり、一般会計の財政を圧迫する原因となっておりますので、国の根本的な救済措置を強く望んでいるところです。

（三面につづく）

可決された議案

議案番号	件名
1、	昭和40年度前橋市一般会計予算
2、	昭和40年度前橋市国民健康保険特別会計予算
3、	昭和40年度前橋市食肉処理場特別会計予算
4、	昭和40年度前橋市中央児童遊園特別会計予算
5、	昭和40年度前橋市競輪特別会計予算
6、	昭和40年度前橋市中小企業合理化資金貸付特別会計予算
7、	昭和40年度前橋市宅地造成特別会計予算
8、	昭和40年度前橋市用品調達特別会計予算
9、	昭和40年度前橋市水道事業会計予算
10、	昭和40年度前橋市下水道事業会計予算
11、	前橋市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について 国家公務員（一般職・特別職）の期末手当等が、39年9月から改正されたので市議会議員の期末手当を改正したものです。
12、	前橋市特別職の職員の給与に関する条例の改正について 11の条例改正と同様、市長等の特別職の期末手当を改正したものです。
13、	前橋市教育委員会委員及び教育長の諸給与条例の改正について
14、	前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について 国家公務員に準じ、職員の給料月額を改訂したもの
15、	前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について 保母及び国民年金課の一部の職員に対して特殊勤務手当を支給するためのもの
16、	前橋市職員の旅費に関する条例の改正について 職員の旅費の支給基準を改正したものです。
17、	前橋市職員定数条例の改正について 市長事務局、議会事務局教育委員会等の職員の定員を改正したものです。
18、	前橋市市税条例の改正について 個人市民税の税率を地方税法の規定によるところの標準税率に改正したもの
19、	前橋市証紙条例の改正について 額面40円の証紙を発行するための改正です。
20、	前橋市立工業短期大学授業料等徴収条例の改正について　（別記）
21、	前橋市立学校授業料等徴収条例の改正について（別記）
22、	前橋市教育研究所設置条例の改正について 研究所を中央小学校から若宮小学校へ移転したもの
23、	前橋市奨学資金貸与条例の改正について 貸与月額千円以内を千五百円以内と増額し、実情に即し改正したもの
24、	前橋市公民館定期講座受講手数料条例の改正について 成人学校講座の受講手数料七十円を百円に改正
25、	前橋市立図書館家庭文庫手数料条例の制定について 自動車文庫貸出運搬手数料を廃止して、家庭文庫貸出運搬手数料のみの条例をつくったもの
26、	前橋市立図書館設置条例の改正について 自動車文庫団体貸出運搬手数料を廃止したことに関連して改正したもの
27、	前橋市福祉事務所設置条例の改正について 母子福祉法の施行にともなって、福祉事務所の事務の中に母子福祉関係事務を加えたものです。
28、	前橋市清掃条例の改正について　（別記）
29、	前橋市国民健康保険税条例の改正について 地方税法の市民税所得割課税方式に関係する規定が改正されたことによって、条例を整理したもの
30、	前橋市計量器整備手数料条例の改正について 整備手数料金の適正を図ったもの
31、	前橋市児童遊園条例の改正について 新しく備えたテイカップの使用料を、一人一回二十円、三回で五十円、五十回で七百円ときめたもの
32、	前橋市養蚕用具貸付譲渡条例の廃止について 回転まぶしは、最近普及されてきたので、市の貸し付けを廃止したもの
33、	前橋市土地条件の整備に関する条例の制定について 農業用機械貸付条例を廃止し、新しくこの条例をつくり、土地条件の整備手数料としてその額を改ためたもの
34、	前橋都市計画川原第二地区土地区画整理事業施行規程の制定について 川原第二地区の土地区画整理事業を実施するために新しく規程をつくったもの
35、	前橋市水道事業給水条例の改正について　（別記）
36、	市の区域内の大字、字区域の変更について 土地改良事業施行の結果総社町総社、高井及び上青梨町の一部を変更したもの
37、	市の区域内の大字、字区域の変更について 36と同様、上大島町、天川大島町地内の変更
38、	土地の買い入れについて 東中学校の建設敷地
39、	昭和40年度前橋市青年学級の開設について 青年学級振興法に基づいて開設しようとするもの
40、	昭和39年度前橋市一般会計補正予算
41、	昭和39年度前橋市国民健康保険特別会計補正予算
42、	昭和39年度前橋市食肉処理場特別会計補正予算
43、	昭和39年度前橋市中央児童遊園特別会計補正予算
44、	昭和39年度前橋市競輪特別会計補正予算
45、	昭和39年度前橋市中小企業合理化資金貸付特別会計補正予算
46、	昭和39年度前橋市宅地造成特別会計補正予算
47、	昭和39年度前橋市水道事業会計補正予算
48、	昭和39年度前橋市下水道事業会計補正予算
49、	昭和40年度前橋市一般会計補正予算
50、	前橋市住居表示に関する条例の制定について 住居表示の実施にともなって、法で市の条例に委任された事項を規定したもの
51、	前橋市工業短期大学設置管理条例等の改正について 住居表示の実施にともなう町名の変更等による、公の施設等の所在地の名称を改めたもの
報告1	昭和39年度前橋市競輪特別会計補正予算の専決処分について報告 歳入歳出予算総額に、一億百九十万円を追加し、総額十四億九千百八十二万一千円となった

重点をおいた おもな事業（つづき）

次に、児童福祉対策ですが、児童措置事業及び母子福祉委託事業については、昨年より増額して計上しました。

保育所施設の整備では、本年、石倉保育所の施設を増築し、収容人員も二倍にふやし、収容児童の緩和を図りました。また、上川淵保育所においては、その敷地中、一部借りているところを購入することとしました。

次に、衛生環境の改善対策ではまず、人体衛生の保健対策として昨年に引き続き予防接種を重点とし、各種の接種について、その接種率をあげるための創意工夫をこらし、予防衛生の効果を挙げることとしました。

環境衛生の改善対策としては、全市火葬を押し進めるため、本年度は、墓地管理者の協力を得て準備調査を行ない、また、火葬場の燃料を重油バーナーに切り替え、炉を改修し、待合所を整備するなど施設の全般を整備したい。

また、亀泉霊園の拡張整備も、年ごとに成果を挙げていますが、明るく、開放的な墓地として、全く新しい形となりましたが、本年は、さらに排水、土どめ工事や、中央花壇の新設、あるいは、植樹栽培なども行ない、その充実を図ることとしました。

次に、清掃事業では、まず、ごみ処理については、本年度から、特別清掃地域においては全区域、一週間どりができるよう収集用自動車の購入にあたって特に考え、二台は小型三輪車を四輪車に買い替え、小型四輪ダンプ車を二台、中型四輪ロードパッカー車を一台計五台を購入することとし、ごみ焼却場の焼却炉の改良工事を特に行ない、その性能を倍にしたい。

また、清掃事務所は、清掃自動車の基地をも兼ねられるよう、ごみ収集センターとするため、新築するとともに、その用地をみつけていましたので、本年は、用地を購入できるよう措置しておきました。

次に、し尿処理対策ですが、市街地では、公共下水道の整備の進行を急ぎ、完了した地域には、水洗式に切り替えるよう、積極的に奨励することとしました。

また、下水道の未整備地域には衛生思想の普及、あるいは、個人または、共同のし尿浄化槽による水洗便所の傾向が高まっているところから、汲み取り業者の統合を促進し、機械化によって近代的な収集体制を確立するよう指導し、強化を図って行きたい。また、汲み取り料金においては、若干の値上げを行なうこととしました。

市でも、し尿運搬用バキューム車を二台購入することとしました

なお、本年度一般会計から下水道事業会計へ繰り出す補助金ならびに出資金は、六千八百万円です

(6) 教育関係

はじめに、小学校の施設整備対策では、本年度、天川小学校に八教室を増築、下川淵小学校校舎の移築と給食室の新築、桂萱小学校に特殊学級を新設するための増築駒形小学校の校舎改築等、昨年より思いきって大幅な増改築を行なうこととしました。

小学校プールについては、毎年二校ずつ順次新設してまいりましたが、本年は、桂萱東小学校と清里小学校に、それぞれ新設することとしました。

そのほか、嶺小学校と金丸分校とを統合し、適正な規模で教育の充実をはかるため、その統合校舎の新設用地を確保することにしました。また、かねて民間から借用していた元総社小学校の校庭の一部を購入し、校庭の環境を整えることにしました。

小学校教育の設備を充実するために、校具、教具の設備備品を、さらに増額して充実を図りたい。

次に、中学校についてですが、第四中学校の校舎の改装を継続して行ない、また、芳賀中学校の給食室の新築等を行ないます。

中学校体育館は、本年度、第七中学校、元総社中学校の二校に新設、東中学校校舎を新築するため新たに用地を確保し、その整地も本年度行なうこととしました。

以上のとおり、義務教育の施設整備費については、昨年に比べ、かなり大幅な増額を行ない、教育行政の重点として、事業の遂行を期したい考えです。

青少年対策については、県でも婦人青少年センターの建設、青少年室の新設を行なうなど、積極的にとりあげています。

市でも、婦人青少年センターの建設については、昨年用地その他二千百九十万円を負担し、本年も五百万円の建設費の負担を行なうこととしていますが、本市の青少年対策は、本年度よりその所管を社会部から教育委員会に移し、まず教育の場において人間形成の基本的な研究、指導を行なうこととしました。

公民館の整備事業としては、本年度は、上川淵公民館の改築を行ないたい。

また、かねてよりの養護学校の新設については、このほど、東部土地区画整理事業の保留地に適地ができましたので、本年度は、これを確保するとともに、理想的な校舎の建設に着手しようと、できるだけの予算を計上しました。

次に、工業短期大学については内容を拡充し、強化するため、いろいろと研究し、努力して行くとともに、本年度は、適切な校舎の新設用地を確保することとしました。

教育関係については以上のとおりですが、その総予算は、一般会計予算中十九・七%の五億八千三百五十六万円となっています。

(7) 市域の総合企画と広域経済圏開発対策

首都圏整備計画の動きにともなって、市の計画中心市街地の総合整備を図るとともに関連して、郊外に計画的に、衛生市街地及び住宅団地をつくる、いわゆる広域経済圏の開発推進について、本年度は一層具体的な推進を図ることとしました。

また、市では昨年度から住居表示法に基づいて住居表示の実施手続きを進めていましたが、いよいよ本年四月一日から市の北部市街地から実施することになりました

なお、南部市街地については、本年度、その実施のための準備を行なう考えです。

次に、かねてより懸案でした、市史編さんについては、その方針がまとまりましたので、本年度から着手することとなりました。

さらに、本年度はやはり懸案だった市議会議事堂、市農業団体の総合庁舎、あるいは会議室等の設備をもつ市庁舎別館の建設に着手し、二か年事業として、本年は六千七百三十万円を計上しました。

また、職員の若がえりをはかるために、職員の勧しょう退職を前年に引き続き行なう一方、職員の定数は、原則として増員は極力避けるよう心がけ職員配置の適正化合理化ならびに事務改善によってその能率化をはかって行きたいと考えています。

さらに、市民のサービスについても市民の声を十分検討して、できるだけご意見の実施につとめたいと考えています。

し尿の汲み取り料金かわる

四月から実施

36リットル十円の値上

し尿の汲み取り手数料の改正がこの議会で可決され、四月一日から実施されることになりました。

現在市がきめた料金は、三十七年七月に改めたもので、その間、諸物価の値上り、特に、この作業に従事する人たちは、減少するばかりで、これらの人件費が急に上がってまいりましたため、市が許可している業者としても、その経営が、たいへん困難な状態となりし尿処理に大きな支障をきたしております。

しかし、し尿汲み取り料金は、清掃法の規定により、市が条例で定めた額に相当する額をこえて料金をとることはできないこととなっています。

そこで、市では、これらの実体を細かく調査し、原価計算をした結果、最低限度、三十六リットルについて、十円の値上りも、やむをえないと認められたので、この市議会に、改正条例を提出したわけです 改正された料金については次のとおりです。

	区分	単位	料金	
			旧	新
1	自動車で1800ℓ以上大量処理するもの	180ℓについて	140円	175円
2	(1)以外のもの	36ℓについて	40円	50円
		18ℓについて	20円	25円

（注）百八十リットルあるいは、十八リットル にみたないときはそれぞれ、百八十リットルあるいは、十八リットルとみなします。

そこで、ぜひみなさんにお願いしたいことは、どうかすると、その量や料金のことで、みなさんから不審や不満があるようにも聞いていますが、この機会に、次のことがらをぜひ実行してください

一、作業員は、かならず市が発行した「従業員証」（写真がはってあります）を、持っていますから確かめてください。

二、量目は、かならず確認（汲み取り前後してください。

三、汲み取り自動車やリヤカーには、全部市で取り付けた「許可番号」（ナンバープレイト）をつけています。

現在、市が許可している汚物取扱業者は、二十九業者です。

それから、領収証のことですが領収書については、全市統一したところの領収書を、渡すことになっていますから、かならず受け取るとともに確認してください。

以上、みなさんにぜひお願いしたいことを申し上げたわけですが市においても、もちろん、十分な監督と指導をしてまいりますが、みなさんとともに、明るい市民生活の向上と促進を図りたいと考えています。

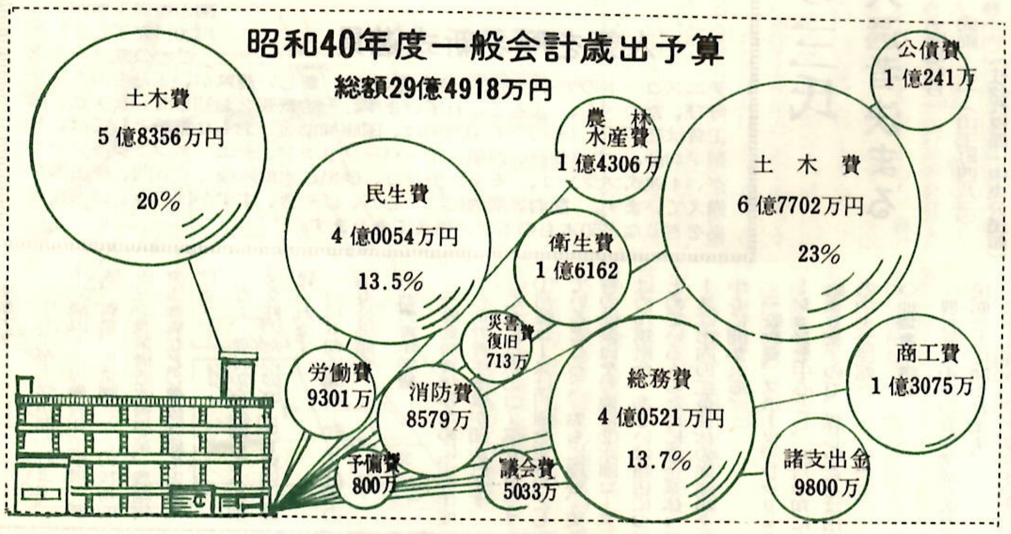
昭和40年度一般会計歳出予算
総額29億4918万円

施設の拡張と維持費の増で

円滑なる事業のため 水道料金を改正

この議会で、特にみなさんに関係のある議案に、水道料金の改正がありました

改正された料金表は、別表のとおりです。

最近、水道の使用量は、みなさんの生活環境の向上にともなって年々急激にふえてまいりました。

このために、三十一年から数回にわたって、水源施設や配水管施設の拡張を行ない、そのほか、古くなった施設を改良し、断水や減水のないよう努めてまいりました。

しかし、今後さらに、これらの能力をはるかに上回わる需要が見込まれるので、三十九年から、新たに四か年計画で、拡張工事に着手いたしました。

これらの事業費の大半が、国からの借入金によっているため、その返済金が、毎年増加しています

そのうえ、維持管理の費用もかさむ一方で、ひいては、円滑なる水道事業の経営が、著しく困難な現状です。市としては、必要限度において、四月分から水道料金の改正を行ない、よりよい水道事業の発展を図りたいと考えています

種別	用途	基本水量	基本料金	超過一立方メートルにつき
専用給水装置	一般用	八立方メートルまで	一六〇円	二五円
	浴場業用	一〇〇	一、二〇〇	一五
	大量使用者用 一種	三〇〇	[illegible]	二五
	大量使用者用 二種	五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	[illegible]
	市公共用 一般	使用水量一立方メートルにつき		一五
	市公共用 学校プール用	同		一〇
	臨時用	同		[illegible]
共用給水装置		一世帯につき六	一〇〇	[illegible]
私設消火せん	演習用	一せん一〇分につき		[illegible]
	火災時使用	無料		

女子高の授業料を改正

この議会で可決された議案中、「前橋市立学校授業料等徴収条例の改正」があります。

この条例は、市立女子高等学校の全日制及び定時制の授業料を改正したもので、次のとおり改められました。

全日制　九百円（七百円）
定時制　三百円（二百八十円）
（カッコ内は、従来の授業料）

改正された短大授業料

市立工業短期大学の授業料等が次のとおり改正されました。

授業料　年額　一万六千円
聴講料　一科目　年額千二百円
入学金　前橋市民の場合　三千円
前橋市民を除く、群馬県民の入学する場合　六千円
その他の者の場合　九千円
聴講生が入学する場合　二千円
入学検定料　二千円

従来、三期に分けた授業料を、四期に分けて徴収することになりました。これらの授業料等は、教材用機械器具等の設備を充実するため最少限度の財源を確保するためのものです。

予算の大要

一般会計

昭和40年度一般会計予算は、総額29億4918万円で、39年度当初予算23億9193万6000円に比較しますと5億5724万4000円の増加となり23.3%の増となっています。

その財源としては

国庫支出金	4億4706万2000円
分担金及び負担金	2030万2000円
県支出金	8151万6000円
寄付金	2386万1000円
使用料及び手数料	9396万9000円
市債	1億9750万0000円

などの特定財源が見込まれました

なお、このうち、使用料及び手数料などの税外収入においては、短期大学授業料、公民館定期講座受講手数料、し尿処理手数料、その他一部について社会情勢、他方面の実情等を勘案して、この際、若干の増額を行なうこととしました。

これらの特定財源のほか、一般財源としては

市税	13億0540万7000円
地方交付税	9000万0000円
財産収入	1億3316万4000円
繰入金	1億1235万0000円
繰越金	100万0000円
諸収入	4億4304万9000円

等を当てることとしました。

市税については、39年度の収入実績見込額を基礎として、経済の動き及び地方税法の改正にともなう増減収見込みなどを考えて、収入見込額を計上しました。

また、諸収入において、前年同様、競輪会計ならびに競馬組合からの繰入金収入を見込みました。

特別会計

本年度の特別会計としては、9つの特別会計があります。

国民健康保険	4億1797万5000円
食肉処理場	1924万6000円
中央児童遊園	1361万7000円
競輪	14億7639万2000円
中小企業合理化資金貸付	3531万7000円
宅地造成	1億6000万0000円
用品調達	1億5000万0000円

水道事業

収益的収入及び支出

（収入）水道事業収益	3億0635万1000円
（支出）水道事業費用	2億4235万1000円

資本的収入及び支出

（収入）資本的収入	8830万0000円
（支出）資本的支出	1億7685万1000円

ここで、資本的収入額が、資本的支出額に対して、不足する額、8855万1000円は、当年度の損益勘定留保金、4065万1000円と、当年度の利益剰余金処分額4990万円を補てんすることになっています。

下水道事業

収益的収入及び支出

（収入）下水道事業収益	8901万8000円
（支出）下水道事業費用	8901万8000円

資本的収入及び支出

（収入）資本的収入	1億1204万0000円
（支出）資本的支出	1億2978万8000円

ここで、資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する金額、1774万8000円については、当年度損益勘定留保金1774万8000円を、補てんすることとしています。

それぞれの特別会計の予算編成にあたっては、各会計の特殊性を十分活用し、経営の合理化を図って、運営を行なうことを基本として計上いたしました。

（予算額中1000円未満切り捨て）

ありがとう
ございました

心配ごと相談

今月は二日、九日、十六日、二十三日、三十日の五回、午後一時から四時まで、中央公民館で。

法律相談

3日、10日、17日、24日の4回（毎週土曜日）午後1時から中央公民館で、先着十二名を対象に無料で行ないます。

健康相談

四月の健康相談は次のとおり行ないます。なお、実施日および会場を変更した地区もありますのでご注意ください。

5日（10～4時）荻窪町公民館
9日（2～4時）市医師会館
10日（9～11時半）上川淵、総社、清里、永明各公民館
13日（10～4時）元総社、東公民館
17日（9～11時半）芳賀公民館
23日（2～4時）市医師会館
26日（10～4時）下川淵、桂萱、石倉、駒形各公民館
28日（10～4時）南橘公民館

市立図書館の休館

蔵書の点検、館内模様替えなどのため、左記期間を休館いたします。

四月十六日から二十五日までの十日間

お天気

【**暖候期予報**】この夏は天候の変動が大きい傾向があります。

四～五月の天候は割合順調ですが、一時低温になる時期があり、おそじものおそれがあります。つゆの入りは早めで明けはややおくれ気味でしょう。雨量は並みかやや多めの見込みです。また六、七月には時々気温の下る時期がありましょう。

盛夏期の気温は初めは平年並みですが、その後は時々低温があらわれ、秋の訪れは早めでしょう。

本邦に影響する台風は昨年より多く、優勢なものが上陸することも予想されます。（前橋気象台）

一号公園（三俣町）完成

人気を呼ぶ新式遊具

本年1月5日に着工した、三俣町1号園の整備工事が、3月20日完了しました

この公園は、市営テニスコートのすぐわきにできたもので、新しい遊具が、子どもの人気を呼び、たいへん、よろこばれています。その概要をお知らせしますと、総工費は150万円（そのうち50万円は、国庫補助金）おもな施設としては、S型平均台、すべり台、汽車、オーバーブリッジ、チエンネットジャングルグ、4連式ブランコ、安全ブランコ、砂場、水飲み栓くぐり門、便所等を備えています。なお、園内には、しい、けやき、すずかけのき、いちようあをぎりなど50本もの木が、植えてあります。

剣持・久保口・武政の三氏

市民のうた入選者決まる

三十九年度の市民のうた作曲募集は二月二十八日にしめ切りましたが、全部で二十二通の応募があり、慎重に審査しました結果、その中で次の三名の方が入選されました。

今回行なわれた募集の特ちょうといいますと中学生、高校生など若い層の人たちの応募がふえたことで、入選者にも新しい方がふえていることは大変喜ばしいことです。今後こうしたところから創作活動が盛んになることと期待してやみません。

入選者

「風呂川」　剣持　力丸（六供町四七の二）
「北風の吹く日」　久保口又一（宗甫分町六九の二）
「団地むら」　武政　正一（山王町四八三）

（社会教育課・中央公民館）

青年学級の開設

新たに勤労青年学級を

◇勤労青年学園

この三月に中学校を卒業し、市内の会社、工場、商店などに就職した勤労年少青年（都合で定時制高校へも行かれない人）のために四月中旬から開園します。

働く人のための学園で、夕方から開らき、経費はかかりません。

やさしい政治、経済、文学、あるいはペン習字、英会話、手芸、生花、料理、又はスポーツ、ハイキング、キャンプなどの科目が組まれています。

定員五十名なので、早めに出身中学校か市の中央公民館までお申込みください。

◇生産大学

今年も生産大学が開かれます。十六歳以上の専農青年で酪農、養豚、養鶏、そ菜園芸などの技術的研究や農業構造改善事業、農産物流通機構などの農政問題もとりあげます。

なお、農村から通勤している勤労女性のためのコースも特別に設けられます。

四月下旬に開講、詳しくは市の中央公民館へ。

◇勤労青年学級

一般勤労青年のために、今年度から勤労青年学級が開かれます。

これには次のコースがあります①月曜コースは月曜を定休日としているところで、おもに理容、美容の従業員を対象に②水曜コースはめん類組合、あるいは商店につとめている人のために③企業体コースは市内の二企業体の従業員を中心に開かれる。

一般教養、スポーツ、レクリェーションを中心とし、四月中旬に始まりますので、詳しいことは市の中央公民館へ。

◇地域青年学級

農村部に十三の青年学級が各公民館ごとに開かれます。

開設のねらい、学習内容などは学級によって異なりますので、それぞれの公民館より細部について該当者に連絡があると思います。

名学級とも地方自治、政治、経済、文学、青年心理、商業、農業生花、料理、手芸及び体育、レクリェーションを計画しております

これら十二学級の名称は、上川淵上北、下川淵、芳賀第一、芳賀第二、金丸、桂萱、東、元総社、総社、南橘、清里、永明青年学級です。

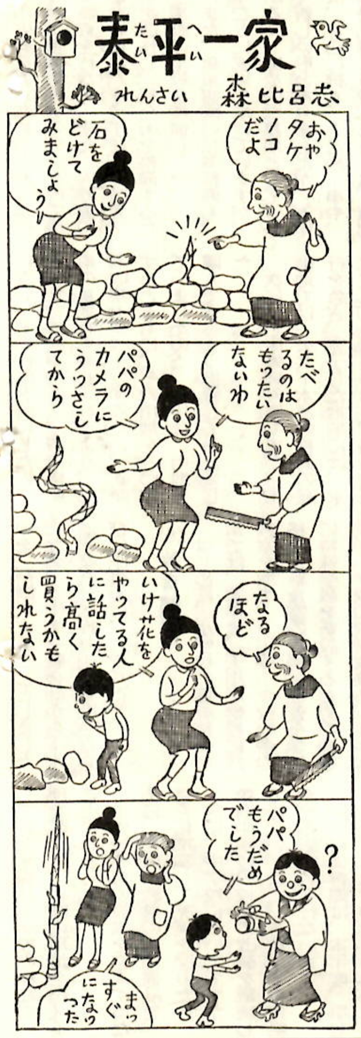
泰平一家
れんさい　森比呂志
おやタケノコだよ
石をどけてみましょう
たべるのはもったいないわ
パパのカメラにうつさしてから
なるほど
いけ花をやってる人に話したら高く買うかもしれない
パパもうだめでした
?
まっすぐになった

ガン

早期発見と治療が肝心

ガンは、全身どこにでもできます。しかも、手当がおくれると命が助かりません。

ガンは腫瘍（しゅよう）の一種で、しかも悪性の腫瘍です。

その原因は、残念ながらまだはっきりわかっていませんが一部のガンは、たしかに一定の刺激によって正常な細胞から急にタチの悪い細胞ができてくるといわれています。

ガンのできる場所によって、それに応じたいろいろな症状がおこることがあり、その症状があらわれて初めて医師の診察をうけ、ガンと診断されることが多いものです。その症状は、次のとおりです。

食道ガン……物をのみこみにくくなる。

胃ガン……胃が荒れて、胃カタルとなり、食欲がなくなったり、胃の部分が不愉快な感じになります。ガンが大きくなると食物が通りにくくなって吐いたりする。

腸ガン……腸の内部が通りにくいため、お腹が張る感じがします。

舌ガン……舌にこぶがでてしゃべりにくくなります。

乳ガン……今までになかったシコリを乳房の中に感じるようになる。

子宮ガン……出血がある。

ガンの治療としては、徹底的にガンの組織を切りとること。つまり外科手術が最上の方法ですが、場所によって切りとれないぐらいに進んだものには、レントゲン線やラジウム線などの深部治療が行なわれます。なお切りとるといっても、何でも全部を切りとってしまったら生きてはいられません。

とにかく、早期発見、早期治療が肝心です。

農作業メモ

サツマイモの苗床は、風当たりの少ない場所をえらんでワラ囲いを作りますが、周囲に厚紙をはさむと都合がよいようです。

伏せ込みの時期は、植え付けの適期から四十日ほどさかのぼったころが適期です。

馬鈴薯は、そろそろ植え付けの適期になります。種いもを消毒して植え付けましょう。

水稲早期栽培の苗しろ準備をしてください。畑苗しろで床土の酸度が弱いと、ムシ苗が発生しやすいので、酸度は五・五度ぐらいのところがよいでしょう。

また、保温するため馬鹿苗病の発生が多くなるので、種籾消毒は完全に行ない、芽出ししてからまいてください。

郵便局にも転居届を

▽転居したときの郵便利用の注意

これから学生、生徒の進学や就職を中心に住所の移動がとくに激しくなりますので、郵便の利用について次の点に注意してください

▽必ず転居届を

住所を移動した場合は、旧住所の配達受持郵便局へも転居届を出しておかないと旧住所あての郵便物は新住所へ転送されないで、差出人に返送されてしまいます。住所を異動したときは、必ず郵便局にも転居届を出してください。

▽郵便物には肩書を

都会地のアパート、下宿、間借り、同居している人は郵便を出すとき、ぜひ自分の住所に、アパートの名前（○○荘等）同居先、または下宿先の世帯主の氏名を必ず肩書きしてください。

特に、住居表示が実施された地域の人は、ぜひ新住所を親戚、知人にお知らせください。

ボックス公衆電話を使うとき

市内には現在三十二個のボックス公衆電話があり、一日平均二千回も皆さんに利用されています。

しかし、これら公衆電話に毎日、三、四件も、銭詰まりの故障が発生し困っています。この故障の原因のほとんどが、曲ったり、きずのある硬貨を使用するために起るものですから、電話をおかけになる前ちょっと硬貨をお調べになって、ゆがみのないものを使用するようにお願いします。

4月のけいりん

23. 24. 25.
5月1. 2. 3.

寿楽園（老人ホーム）へどうぞ

⊙入園資格　60才以上の人
⊙費用（1ヶ月）　9460円
⊙申し込み　市厚生課
⊙部屋　6帖(5)、4・5帖(45)
⊙日課　給食時間のほかは自由です

写真は、上が正面玄関、下が食堂

こんなところに
こんなものがある

雷電神社の馬のわらじ

上新田町（東地区）に雷電神社がありますが、この神社に七～八センチ位の馬のわらじが、たくさんあります。

このわらじは雷よけのおまじないで、この神社から借りて来て、わが家の神さまにあげて祈願すると、不思議に雷が落ちないというわけで、それをのちに数をふやして神社に返し、改めて別の物を借りて来るというあんばいです。そのため、神社には、いつでもたくさんの馬のわらじがあげられて奇観を呈しています。

雷よけには、節分の豆を食べるとか、線香をたいて「まんざいらく、まんざいらく、遠くの桑原、遠くの桑原」と唱えるとか、その他いろいろの言い伝えがありますが、この神社の馬のわらじも、そのおまじないの一つというわけです。

市内には、雷電神社はこのほか向町にあるだけですが、この上新田の神社は、今から三百九十二年前の天正元年、福徳寺の開山覚伝（かくでん）により建立されたとのことで、昭和九年の火災で社殿が焼失したので、現在のように新築されました。

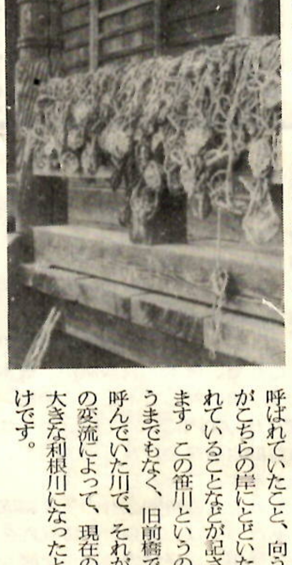「東村誌」によると、「現在利根の清流のほとり崖上に連なっているが、遠い昔をたずねると、利根はまだここを流れ」ないで広々とした林が続き、その後は利根川の細い分流が笹川と呼ばれていたこと、向う岸の笹がこちらの岸にとどいたと言われていることなどが記されています。この笹川というのは、言うまでもなく、旧前橋で車川と呼んでいた川で、それが利根川の変流によって、現在のような大きな利根川になったというわけです。